

報告第27号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例の一部を改正する 条例

小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（平成26年小田原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第1項」を「第2条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和 3 年 7 月 1 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴い、同法の題名及び条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。